

## 座間市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和3年度定期監査を、座間市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので公表する。

令和4年3月18日

座間市監査委員 上原昌弘

同 京免康彦

### 令和3年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和3年度定期監査を、座間市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

#### 第1 監査の期間

令和3年9月1日から令和4年3月17日まで

#### 第2 監査の対象部局課等

市長室：市政戦略課、渉外課、危機管理課、秘書課

企画財政部：企画政策課、財政課、市民税課、固定資産税課、収納課

総務部：文書法制課、職員課、財産管理課、契約検査課、情報システム課

市民部：市民協働課、戸籍住民課、広聴人権課

環境経済部：環境政策課、資源対策課、商工観光課、農政課

福祉部：生活援護課

都市部：都市計画課、公園緑政課、建築住宅課、道路課

会計課

消防本部：消防総務課、警防課、予防課、消防署

議会事務局

教育部：生涯学習課

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

### 第3 監査の範囲及び方法

今回の監査に当たっては、令和3年4月1日から令和3年8月31日までに執行された監査対象部局課等の収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務について、各課に係わる事項が条例及び規則等に基づいて適正に行われているかを着眼点とし、提出された関係書類の調査・照合、現品の実査及びその他の記録に基づき担当職員から事情を聴取するなどの方法により監査を実施した。

### 第4 監査の結果及び意見

監査の結果、財務事務の執行は全般に適正に行われていると認められた。

なお、個別・軽微な不備については、口頭により注意、指導した。

以 上